

富里市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(昭和62年11月 1 日告示第35号)

改正	昭和63年12月 1 日告示第97号	平成元年12月 1 日告示第43号
	平成 3 年 4 月 1 日告示第32号	平成 5 年 3 月 22日告示第12号
	平成 6 年 1 月 4 日告示第 1 号	平成 9 年 6 月 16日告示第36号
	平成10年 1 月 5 日告示第 1 号	平成10年11月30日告示第67号
	平成14年 3 月 29日告示第29号	平成15年 3 月 20日告示第15号
	平成17年 1 月 24日告示第 9 号	平成19年 3 月 30日告示第113号
	平成20年 3 月 18日告示第30号	平成23年 3 月 29日告示第41号
	平成24年 3 月 30日告示第67号	平成27年 3 月 30日告示第56号
	平成28年 3 月 28日告示第49号	平成29年 1 月 31日告示第15号
	平成30年 3 月 14日告示第25号	平成31年 3 月 18日告示第54号
	令和元年 7 月 11日告示第27号	令和 2 年 3 月 17日告示第25号
	令和 3 年 3 月 24日告示第57号	

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市が交付する小型合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 小型合併処理浄化槽 処理対象人員が10人以下のもので、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水BOD 1 リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合する機能を有するも

のをいう。

- (3) 高度処理型合併処理浄化槽 前号に規定する小型合併処理浄化槽であって、次のいずれかの機能を有するものをいう。

ア N20型・P型 放流水の総窒素濃度が1リットルにつき10ミリグラム超20ミリグラム以下又は総磷濃度が1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有するもの

イ NアンドP型 放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20ミリグラム以下で、かつ、総磷濃度が1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有するもの

ウ BOD型 BOD除去率が97パーセント以上で、かつ、放流水のBODが1リットルにつき5ミリグラム以下の機能を有するもの

- (4) 高度窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽 放流水の総窒素濃度が1リットルにつき10ミリグラム以下の機能を有するもの

- (5) 単独処理浄化槽 平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、下水道法に基づく公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

- (6) 住宅等 自己の居住用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を自己の居住用に供する建物をいう。

- (7) 放流先のない場合の処理装置 千葉県制定の「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン」で規定する処理方法に基づく処理装置をいう。

（補助金の交付対象者等）

第3条 市は、別表第1の補助対象地域内において、住宅等に設置された既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便所を撤去して、高度処理型合併処理浄化槽に設置替えする者（以下「設置者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けず高度処理型合併処理浄化槽を設置する者
 - (2) 住宅を借りている者で、貸主の承諾が得られない者
 - (3) 補助事業の期間内に高度処理型合併処理浄化槽を設置することができない者
 - (4) 販売の目的で建築した建物に高度処理型合併処理浄化槽を設置する者
 - (5) 市税を滞納している者
 - (6) 住宅の新築、建て替え及び増築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を要するものに限る。）に伴い高度処理型合併処理浄化槽を設置する者
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は補助の対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（補助金額）

第4条 補助金の額は、高度処理型合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当

する額とし、次に掲げるところによる。

- (1) 高度処理型合併処理浄化槽の設置に対する補助金の額は別表第2に定める額を限度とする。
- (2) 既設の単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽へ設置換えをする者に対しては、その撤去費用として180,000円を限度とした額を前号の額に加算するものとする。
- (3) 既設のくみ取り便所から高度処理型合併処理浄化槽へ設置換えをする者に対しては、その撤去費用として100,000円を限度とした額を第1号の額に加算するものとする。
- (4) 補助対象施設設備と同時に放流先のない場合の処理装置を設置する者に対する補助金の額は、前3号の規定により算出した金額に放流先のない場合の処理装置の設置に要する費用の3分の1から1,000円未満を切り捨てた額と200,000円を比較して少ない方の額を加算した額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅を借りている者は、貸主の承諾書
- (4) 小型合併処理浄化槽の構造図
- (5) 設置場所の配置・配管図（建築物、道路及び崖等に隣接している場合にはその断面図）
- (6) 見積書の写し
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 浄化槽登録証の写し及び管理票
- (9) 保証登録証
- (10) 納税証明書（申請者の住所が他市町村の場合は住民票の写し）
- (11) 既設の単独処理浄化槽等の現況と転換計画を示した書類及び放流先のない場合の処理装置設置計画を示した書類
- (12) 浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書面

- (13) 浄化槽法第11条に係る受検を誓約したことを証する書面
- (14) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知する。
(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記第3号様式）に補助金交付決定通知書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、変更承認通知書（別記第4号様式）により通知するものとし、変更承認通知書をもって新たに決定通知書による通知がなされたものとする。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。
(実績報告書)

第8条 補助対象者は、補助事業完了後1か月以内（第7条第1項の規定により、事業の廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第5号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法定検査の受検手続の代行並びに浄化槽の保守点検及び清掃の実施を一括した契約書の写し
- (2) 工事費の請求書及び領収書の写し
- (3) 工事施工写真（施工前・工事中・完了後）
- (4) 施工結果報告書（別記第6号様式）
- (5) 既設の単独処理浄化槽等の転換報告書
- (6) 浄化槽法第7条に係る費用を納付したことを証する書面

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（別記第8号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(暴力団密接関係者)

第13条 富里市補助金等交付規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第3条第3項第2号又は第3号に該当する者とする。

(その他)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、小型合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

(失効)

- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、失効する。

附 則 (昭和63年12月1日告示第97号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年12月1日告示第43号)

この告示は、公示の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年4月1日告示第32号)

この告示は、公示の日から施行し、平成3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成5年3月22日告示第12号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年1月4日告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成9年6月16日告示第36号)

(適用期間)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の富里町小型(変則)合併処理浄化槽設置整備事業補助金要綱の規定によりなされている申請等については、改正後の要綱の相当規定により、なされたものとみなす。

附 則 (平成10年1月5日告示第1号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年11月30日告示第67号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月20日告示第15号)

この告示は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成17年1月24日告示第9号)

この告示は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の予算に係る補助

金から適用する。

附 則（平成19年3月30日告示第113号）

この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成20年3月18日告示第30号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日告示第41号）

この告示は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年3月30日告示第67号）

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年3月30日告示第56号）

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成28年3月28日告示第49号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年1月31日告示第15号）

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年3月14日告示第25号）

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成31年3月18日告示第54号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月11日告示第27号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第25号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月 日告示第 号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補 助 対 象 地 域
<p>事業の対象となる地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次の1から4までのいずれかに該当する地域とする。ただし、集中合併処理浄化槽処理区域以外の地域であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 印旛沼流域（湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域） 2 水道水源の流域 3 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園等、優れた自然環境を有する地域 4 根本名川流域・木戸川流域・境川流域

別表第2（第4条関係）

人槽区分	限度額			
	高度処理型合併処理浄化槽			高度窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽（N10型）
	N20型 ・P型	NアンドP型	BOD型	
5人槽	384,000円	528,000円	489,000円	474,000円
6人～7人槽	462,000円	693,000円	654,000円	615,000円
8人～10人槽	585,000円	963,000円	903,000円	723,000円

備考 人槽区分の算定は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」によるもの

とする。ただし、建築物の使用状況により、同基準に基づき算定された人槽が明らかに実情に添わないときは、同基準の2ただし書の規定により、当該人槽を増減することができるものとする。

